

運営指導における指導事項について

(特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

内容

- ① 指導とは（指導・監査）
- ② 指摘事項の例



① 指導とは（指導・監査）

指導の目的

介護保険施設に対し、**関係法令に定める基準、介護報酬の請求等**が**適正**に実施されるようその内容を**周知徹底**すること

指導

介護保険施設等への支援

集団指導

…講習等の形式で
実施するもの

運営指導

…各施設を訪問して
指導するもの

監査

重大な違反や報酬の不正請求が疑われる
場合等を実施

運営指導の流れ

① 日程調整

② 実施通知の送付 (県→事業所)

③ 書類の確認やヒアリングの実施

④ 結果通知の送付 (県→事業所)

⑤ 改善報告書の提出 (事業所→県)

監査

重大な違反や**報酬の不正請求**が疑われる場合等に実施

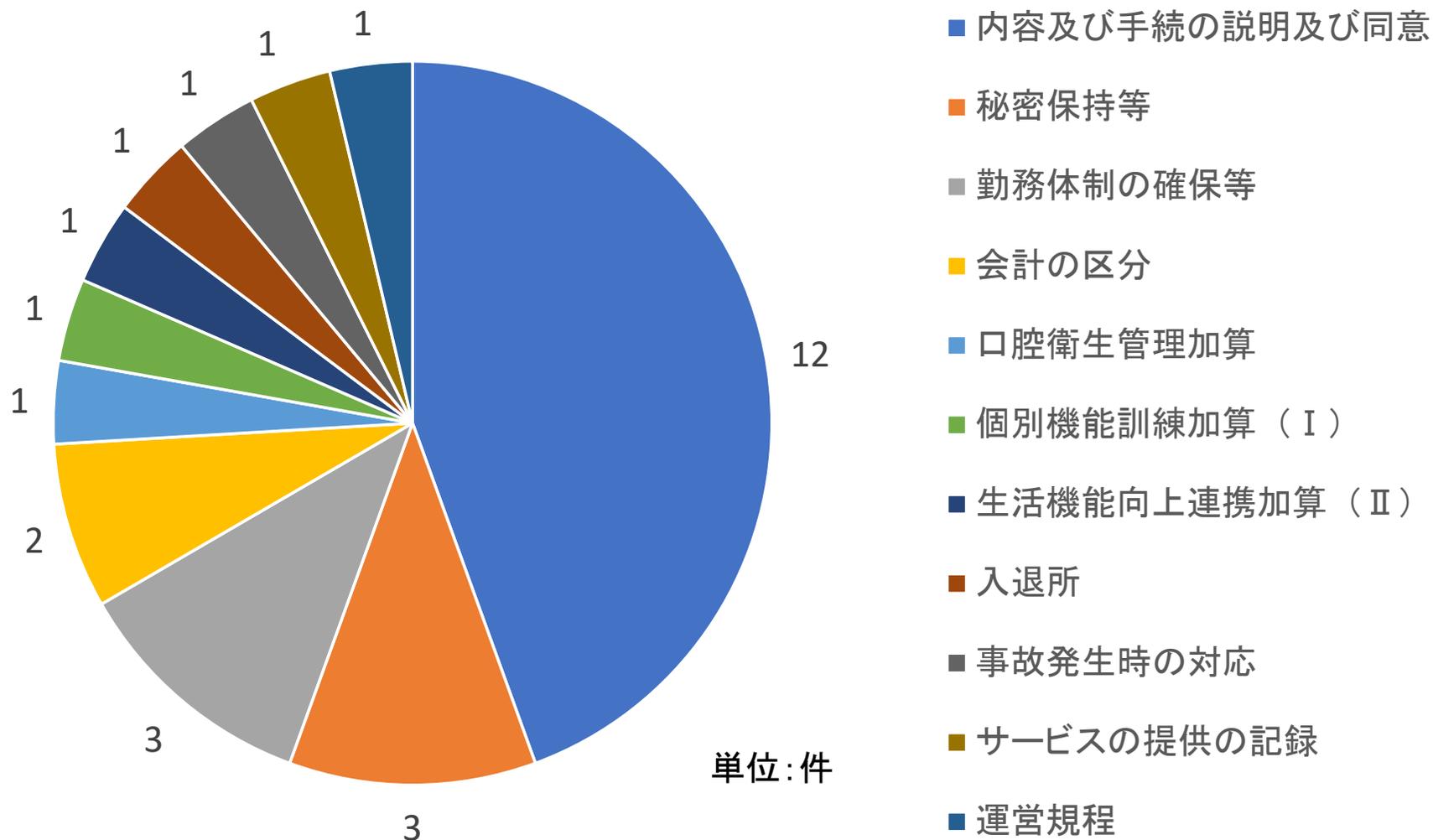


不正の事実が確認された場合

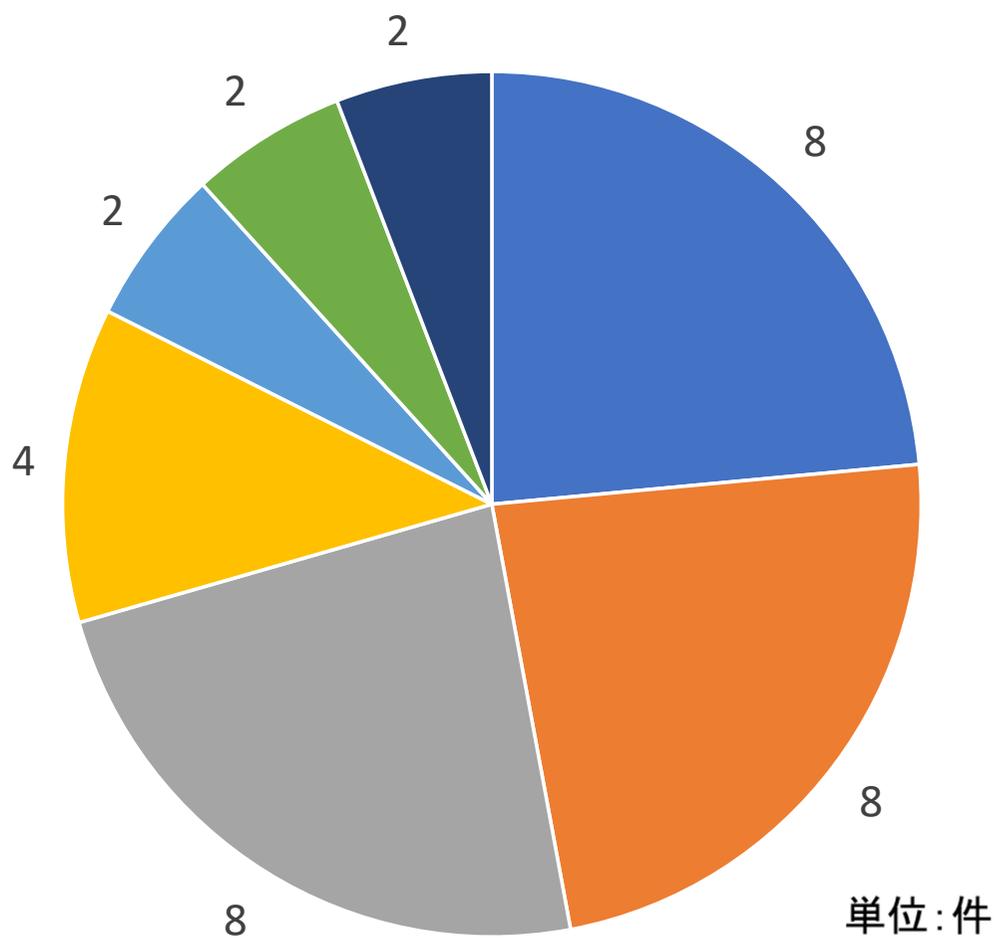
→指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止等の行政処分を行う。

② 指摘事項の例

令和4年度の指摘の傾向（特別養護老人ホーム）



令和4年度の指摘の傾向（短期入所生活介護）



■ 秘密保持等

■ 内容及び手続の説明及び同意

■ 勤務体制の確保等

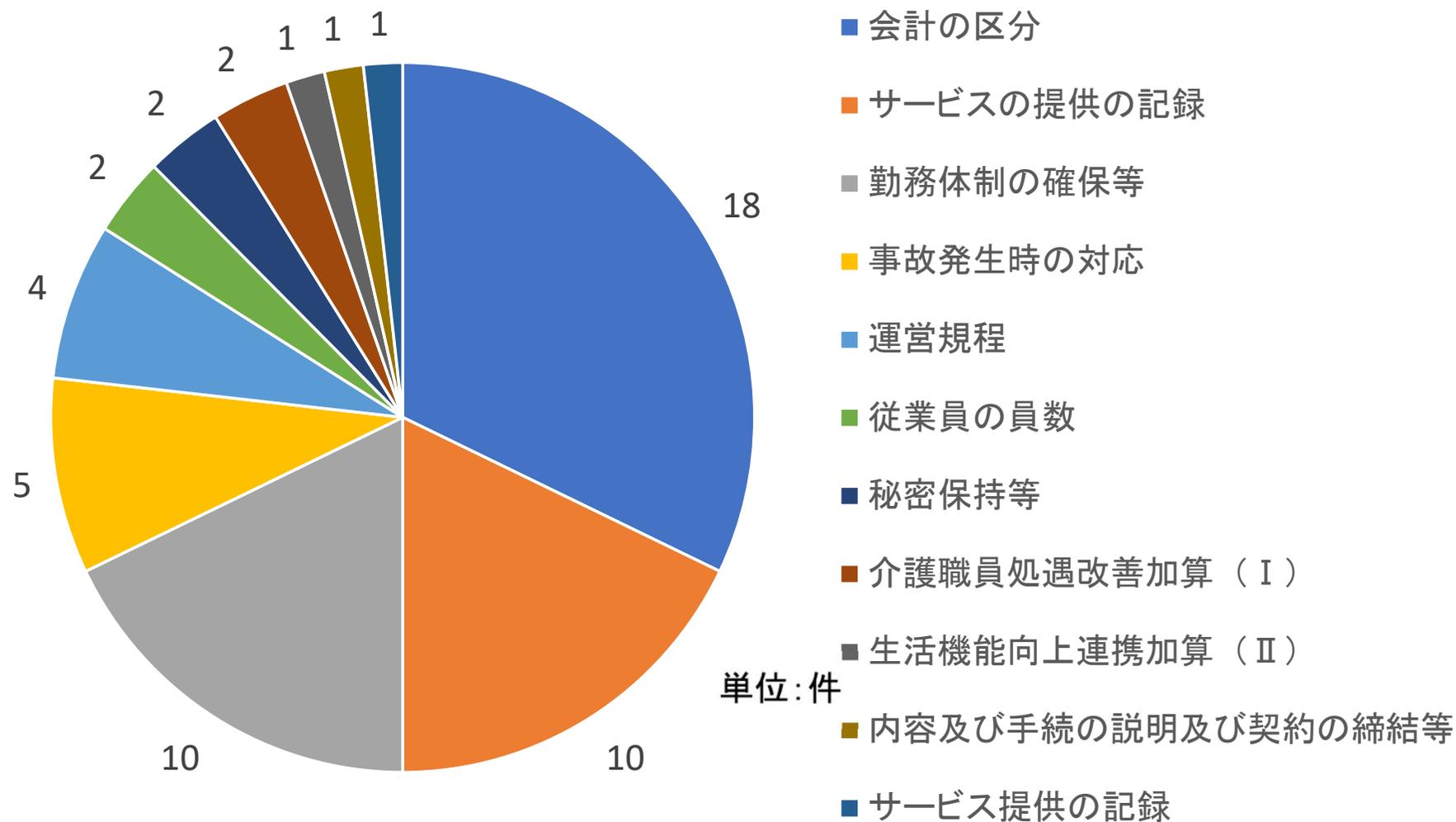
■ 会計の区分

■ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

■ 短期入所生活介護計画の作成

■ 運営規程

令和4年度の指摘の傾向（特定施設入居者生活介護）



指摘事項の例（内容及び手続の説明及び同意）

事例①

内容及び手続の説明及び同意

（例）

- ・重要事項説明書において、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がない。

重要事項説明書の記載内容が実態に即していない場合、指摘事項となる場合があります。



指摘事項の例（秘密保持等）

事例②

秘密保持等

(例)

- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合の利用者の同意が文書で得られていないので、あらかじめ同意を得ること。

短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護においては、利用者
➡ 者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る必要があります。

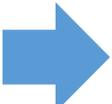
指摘事項の例（勤務体制の確保等）

事例③

勤務体制の確保等

(例)

- ・勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

 勤務表においては職員の日々の勤務時間や配置状況、兼務関係等について明確にする必要があります。

注意事項（各加算について）

注意事項

各加算について

- ・加算の取得に当たっては、要件を満たしているか、随時確認を行ってください。

従業員の入れ替わりで人員配置の要件を満たしていない等、加算の要件を満たしていない状況が発見された場合、介護報酬の返還となります。